

個別規程 IIJ モバイルサービス/タイプ I

令和 8 年 10 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(契約の単位)

IIJ モバイルサービス/タイプ I には、契約者が指定する回線の管理単位毎に必要となる「親たる契約」及び一の回線毎に必要となる「子たる契約」があります。

2 当社は、IIJ モバイルサービス/タイプ I の場合にあっては、契約者が指定する一の回線の管理単位毎に一の親たる契約及び一の回線毎に一の子たる契約の IIJ モバイルサービス/タイプ I に係る IIJ インターネットサービス契約(以下併せて「IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約」といいます。)を締結します。

3 子たる契約において一の回線毎に貸与される SIM には、カード形状の「マルチ FF SIM」、チップ形状の「チップ SIM」及び「SIM プロファイル」の種類があります。「マルチ FF SIM」、「チップ SIM」及び「SIM プロファイル」を併せて、以下、本個別規程で「SIM」といいます。

4 チップ SIM は 1,000 回線単位又は 3,000 回線単位での契約とし、契約者が子たる契約の申込時に指定する次の事項は当該回線単位において同一である必要があります。

- (1) 第 3 条(子たる契約の分類)に定めるネットワークタイプ、開通トリガ、回線種別及びプラン
- (2) 第 11 条(オプションサービス)第 3 項に定める子たる契約に係るオプションサービスの有無

5 契約者は、マルチ FF SIM と IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I において貸与される移動無線機器とを組み合わせる利用することができます。当該組合わせを「タイプ I 端末セット」といいます。

第 2 条(親たる契約の分類)

親たる契約には、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

品目区分	品目	内容
I	通常	契約者が子たる契約毎にあらかじめ指定したデータ通信量に応じた課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ I であって、当該データ通信量超過後は当社が定める速度(通常通信より低速なもの)による通信又は追加クーポンによる通信が可能なもの
	帯域	契約者が親たる契約毎にあらかじめ指定した通信帯域(子たる契約で共有できる通信帯域とします。)に応じた課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ I

	ISDN 乗り換え	子たる契約毎に 1GB までを定額課金、1GB 超過後は従量課金による方式で課金する IIJ モバイルサービス/タイプ I であって、当社が定める速度（通常通信より低速なもの）による通信を行うもの
II	パケットシェア A	契約者が親たる契約毎にあらかじめ指定したデータ通信量（子たる契約で共有できるデータの通信量とします。以下「パケットパック」といいます。）に応じた課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ I であって、パケットパック超過後は通信が不可能となるもの
	パケットシェア B	パケットパックに応じた課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ I であって、パケットパック超過後は当社が定める速度（通常通信より低速なもの）による通信が可能なもの
	パケットシェア C	パケットパックに応じた課金を行う IIJ モバイルサービス/タイプ I であって、パケットパック超過後も通常と同じ速度で通信が可能（超過量に応じたデータ通信超過料金が別途発生します）なもの
III	ストック	契約者に SIM が送付された時点では子たる契約のプラン、ネットワークタイプ、開通トリガ、SIM 種別区分が未決定の状態であって、通信が不可能であるもの。

2 親たる契約には、次のレベル（以下この個別規程において「レベル」といいます。）があります。

レベル	内容
スタンダード	契約者が、次条（子たる契約の分類）第 2 項に定める開通トリガにおいて、子たる契約毎にノーマル又はパケットを指定できるもの
エキスパート	契約者が、次条（子たる契約の分類）第 2 項に定める開通トリガにおいて、子たる契約毎に全てのタイプを指定できるもの

第 3 条（子たる契約の分類）

子たる契約には、次のネットワークタイプ（以下この個別規程において「ネットワークタイプ」といいます。）があります。

ネットワークタイプ区分	ネットワークタイプ	内容
I	インターネット接続 (NAT)	動的プライベート IPv4 アドレス及び動的グローバル IPv6 アドレスが利用可能であるもの

	インターネット接続(グローバル IPv4)	動的グローバル IPv4 アドレス及び動的グローバル IPv6 アドレスが利用可能であるもの
II	インターネット接続(固定グローバル IPv4)	静的グローバル IPv4 アドレスが利用可能であるもの
III	閉域接続	当社が指定する当社サービスと組み合わせて利用することにより割り当てられる IP アドレスが利用可能であるもの

備考

(1)品目を帯域とする IIJ モバイルサービス/タイプ I のネットワークタイプは、閉域接続となります。閉域接続以外のネットワークタイプを指定することはできません。

2 子たる契約には、SIM の形状に応じて次の開通トリガ(以下この個別規程において「開通トリガ」といいます。)があります。

(1) マルチ FF SIM、チップ SIM 関係

開通トリガ区分	開通トリガ	内容
I	ノーマル	契約者が指定した送付先に SIM が到着した日の翌営業日(以下「利用開始日」といいます。)を子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の課金開始日とするもの
	パケット	SIM によるデータ通信が確立された日を子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の課金開始日とするもの。利用開始日から 3 ヶ月を経過する日までに SIM によるデータ通信が確立されない場合にあっては、利用開始日の 3 ヶ月後の日が属する月の初日を課金開始日とします。
II	アタッチ	当社が別途定める方法により契約者が SIM を開通した日を、子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の課金開始日とするもの

	マニュアル	当社が別途定める方法により契約者が SIM を開通する日として指定した日を、子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の課金開始日とするもの
	テスト&アタッチ	契約者が指定する SIM のデータ通信テスト期間満了後(注)、当社が別途定める方法により契約者が SIM を開通した日を、子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の課金開始日とするもの
	テスト&マニュアル	契約者が指定する SIM のデータ通信テスト期間満了後(注)、当社が別途定める方法により契約者が SIM を開通する日として指定した日を、子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の課金開始日とするもの
III	未決定	開通トリガの決定時に、「アタッチ」又は「マニュアル」のいずれかを選択できるもの。それぞれの開通トリガの定義は、開通トリガ区分 II に係るものと同じとします。

(注)SIM のデータ通信テストは、日本国内でのみ行うことができます。

(2) SIM プロファイル関係

開通トリガ区分	開通トリガ	内容
I	ノーマル	契約者が指定した利用開始日を子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の課金開始日とするもの

3 子たる契約には、次の回線種別(以下この個別規程において「回線種別」といいます。)があります。

回線種別	内容
------	----

LTE	ドコモのLTE 網を利用するもの。ただし、当該網を利用する当社の他のサービスと仕様が異なる場合があります。
-----	---

4 子たる契約には、品目に応じて次のプラン(以下この個別規程において「プラン」といいます。)があります。

品目	プラン
通常	0.5GB プラン
	1GB プラン
	2GB プラン
	3GB プラン
	4GB プラン
	5GB プラン
	6GB プラン
	7GB プラン
	8GB プラン
	9GB プラン
	10GB プラン
	15GB プラン
	20GB プラン
	30GB プラン
	50GB プラン
	60GB プラン
	70GB プラン
	80GB プラン
	90GB プラン
	100GB プラン
	150GB プラン
	200GB プラン
	300GB プラン
	400GB プラン
	500GB プラン
パケットシェア A パケットシェア B パケットシェア C	パケットシェアプラン

帯域	帯域プラン
ISDN 乗り換え	ISDN 乗り換えプラン

5 子たる契約には、次の SIM 種別区分(以下この個別規程において「SIM 種別区分」といいます。)があります。

SIM 種別区分	内容
データ SIM	PS domain(Packet Switched/パケット交換)による接続を行う SIM
SMS SIM	PS domain(Packet Switched/パケット交換)と CS domain(Circuit Switched/回線交換)による接続を行う SIM

第 4 条(最低利用期間)

IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約における最低利用期間はありません。

第 5 条(IP アドレスの特定)

契約者が IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約において使用する IP アドレスは、当社が指定します。

2 契約者は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用して IIJ モバイルサービス/タイプ I を利用することはできません。

第 6 条(利用資格)

IIJ モバイルサービス/タイプ I は、契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)である場合に限り利用することができます。

2 タイプ I 端末セットを利用するには、以下の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) SIM の形状をマルチ FF SIM とし、かつ、開通トリガをノーマルとする IIJ モバイルサービス/タイプ I と IIJ モバイル端末レンタルサービス for タイプ I を同時に申し込むこと
- (2) 前号に定めるサービスの申し込み時に、タイプ I 端末セット利用であることを当社に対し通知すること

3 品目を帯域とする IIJ モバイルサービス/タイプ I を利用するには、IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービスの契約者である必要があります。

4 ネットワークタイプを閉域接続とする IIJ モバイルサービス/タイプ I を利用するには、IIJ モバイル大規模プライベートゲートウェイサービス又は IIJ 認証アウトソースサービスの契約者である必要があります。ただし、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

5 パケットシェアワイドオプションを利用するには、以下の各号に掲げる全ての事項を満たす必要があります。

- (1) 品目をパケットシェア A、パケットシェア B 又はパケットシェア C とする IIJ モバイルサービス/タイプ I の契約者であること
- (2) 品目をパケットシェアプラン若しくはパケットシェアプラン L とし、かつ、回線種別を LTE 又は LTE(SMS) とする IIJ モバイルサービス/タイプ D 又は品目をパケットシェアプラン L 若しくは固定 IP パケットシェアプラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ K(これらサービスを併せて以下「パケットシェアワイドオプション対象サービス」といいます。)の契約者であること。ただし、品目の変更請求により品目をパケットシェアプラン若しくはパケットシェアプラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ D 又は品目をパケットシェアプラン L 若しくは固定 IP パケットシェアプラン L とする IIJ モバイルサービス/タイプ K に変更した場合、当該変更から 1 ヶ月を経過している必要があります。

6 上り優先オプションを利用するには、品目を通常とする IIJ モバイルサービス/タイプ I の契約者である必要があります。

第 7 条(利用条件)

契約者は、IIJ モバイルサービス/タイプ I において当社から提供を受けた役務、SIM その他一切について第三者に販売(有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。)してはならないものとします。ただし、当社が定める方法により契約者から当社に対し事前に書面による通知を行い、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

2 IIJ モバイルサービス/タイプ I の移動無線通信網に接続する端末設備は、以下の各号に掲げるいずれかの端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

- (1) 当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備
- (2) ドコモとローミング協定を締結している日本国外の電気通信事業者に接続することを認められた端末設備

第 8 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、親たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) 品目(以下の場合に限ります。)
 - (i)品目区分をⅡとする品目内での変更。なお、暦月単位でのみ変更を行うことができ、当社が指定する期日に申込みを行う必要があります。
 - (ii)品目区分をⅢとする品目から、品目区分Ⅰの「通常」又は品目区分Ⅱとする品目への変更。当社が指定する期日に申込みを行う必要があります。
- (2) レベル(スタンダードからエキスパートへの変更に限ります。暦月単位でのみ変更を行うことができます。暦月末日に申し込みを行うことはできません。)

- (3) 通信帯域(品目を帯域とする IIJ モバイルサービス/タイプ I に限ります。暦月末日に申し込みを行うことはできません。)
- (4) パケットシェアプラン A、パケットシェアプラン B 及びパケットシェア C におけるパケットパック
- (5) 第 1 号から前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

2 契約者は、次の事項について、子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の内容の変更を請求することができるものとします。

- (1) プラン(品目を通常とする IIJ モバイルサービス/タイプ I に限ります。暦月単位でのみ変更を行うことができます。暦月末日に申し込みを行うことはできません。)
- (2) ネットワークタイプ(ネットワークタイプ区分 II から I への変更、又は、ネットワークタイプ区分 I 内での変更に限ります。暦月末日に申し込みを行うことはできません。)
- (3) 第 1 号から前号までに定める事項のほか、当社が指定する事項

第 9 条(SIM の管理)

契約者は、当社が貸与する SIM につき、次の事項を遵守するものとします。

- (1) 当社の承諾がある場合を除き、SIM の分解、損壊、リバーエンジニアリング、その他 SIM としての通常の用途以外の使用をしないこと
- (2) 当社の承諾がある場合を除き、SIM について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと
- (3) SIM を善良な管理者の注意をもって管理すること

2 IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他 SIM を利用しなくなった場合には、契約者は契約者の責任において SIM を処分するものとします。

第 10 条(故障又は亡失が生じた場合の措置等)

SIM の形状をマルチ FFSIM 又は SIM プロファイルとする IIJ モバイルサービス/タイプ I の SIM に故障が生じたとき又は亡失したときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するものとし、当社は、当該通知があったときは代替 SIM の送付を行います。

2 当社は、前項に定める故障又は亡失品の回復に要する費用について、事由の如何を問わず SIM 再発行手数料として当社が発行する請求書により契約者に請求するものとし、契約者は、当社に対し SIM 再発行手数料を支払うものとします。

3 当社に対して故障品又は亡失品が返還又は送付された場合であっても、第 2 項の規定に基づき当社に支払われた SIM 再発行手数料は返金しないものとします。

4 SIM の形状をチップ SIM とする IIJ モバイルサービス/タイプ I の SIM に故障が生じた場合又は契約者が SIM を亡失した場合であっても、当社は代替 SIM を発行しません。

5 SIM に故障が生じた場合又は契約者が SIM を亡失した場合であっても、契約者が当社に対し当該 SIM に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の解除を通知しない限り、当該 SIM に係る IIJ モバイルサービ

ス/タイプ I 契約は有効に存続するものとします。また、亡失品が発見された場合は、契約者の責任において法律に従って処分するものとします。当社は、契約者が、当該亡失品を使用することについて一切の責任及び義務を負わないものとします。

6 品目区分をⅢとする SIM を再発行することはできません。

第 11 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、IIJ モバイルサービス/タイプ I の契約者に対し、オプションサービスを提供します。

2 親たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I には、次のオプションサービスがあります。

(1) パケットシェアワイドオプション

品目をパケットシェア A、パケットシェア B 又はパケットシェア C とする IIJ モバイルサービス/タイプ I の契約者に対し、契約者が指定するパケットシェアワイドオプション対象サービスの通信を、当該 IIJ モバイルサービス/タイプ I のパケットパックのデータ通信として利用できるようにするもの

3 子たる契約に係る IIJ モバイルサービス/タイプ I には、次のオプションサービスがあります。

(1) 上り優先オプション

品目を通常とする IIJ モバイルサービス/タイプ I のプランにおいて、契約者が子たる契約毎にあらかじめ指定したデータ通信量超過後も通常通信と同じ速度で上り方向の通信を行えるようにするもの。

4 オプションサービスの利用における最低利用期間はありません。

5 パケットシェアワイドオプションの利用にあたっては、次の事項が適用されるものとします。

(1) パケットシェアワイドオプションの利用開始と同時に、パケットシェアワイドオプション対象サービスにおけるパケットパックの容量は 0GB となります。

(2) パケットシェアワイドオプションの利用開始後にパケットシェアワイドオプション対象サービスにおいて発生した通信は、パケットシェアワイドオプションの対象となる IIJ モバイルサービス/タイプ I のパケットパックのデータ通信として利用され、当該 IIJ モバイルサービス/タイプ I のパケットパック費用として課金されます。パケットシェアワイドオプション利用中、パケットシェアワイドオプション対象サービスにおけるデータ通信料金及びデータ通信超過料金は発生しません。

(3) パケットシェアワイドオプション対象サービスの仕様にかかわらず、パケットパック超過後のデータ通信は、パケットシェアワイドオプションに係る IIJ モバイルサービス/タイプ I の品目に応じて取り扱われるものとします。

(4) 契約者が指定することのできるパケットシェアワイドオプション対象サービスの上限数は、一のパケットシェアワイドオプションにつき、IIJ モバイルサービス/タイプ D 及び IIJ モバイルサービス/タイプ K それぞれ一とします。

(5) パケットシェアワイドオプションの利用開始は、暦月の初日とします。ただし、次に掲げる全ての申込を同時に行う場合を除きます。

(i) パケットシェアワイドオプションの利用の申込

(ii) パケットシェアワイドオプションの対象となる全ての子たる契約の申込

(iii) パケットシェアワイドオプション対象サービスの全ての回線の申込

(6) パケットシェアワイドオプション対象サービスの変更は、暦月単位でのみ行うことができます。

(7) パケットシェアワイドオプションの利用の停止（パケットシェアワイドオプションを利用している IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の解除に伴う場合を含みます。）にあつては、次の事項が適用されるものとします。

(i) パケットシェアワイドオプションの利用の停止を希望する場合、契約者は、当社に対し、当社所定の解約申込書でパケットシェアワイドオプションの利用の停止希望の旨を通知するものとします。

(ii) パケットシェアワイドオプションの利用の停止と同時に、パケットシェアワイドオプションの対象となるパケットシェアワイドオプション対象サービスに係る全ての回線の契約を解除する場合を除き、契約者は、前目に定める通知と同時に、当社に対し、パケットシェアワイドオプションの利用の停止後のパケットシェアワイドオプション対象サービスのパケットパックの内容の変更の請求をするものとします。

(iii) 前目の条件を満たした場合に限り、パケットシェアワイドオプションの利用の停止の通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日の属する月の末日に、当該停止の効力が生じるものとします。

6 上り優先オプションの利用の停止の効力が生ずる日は、次のとおりとします。

(1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日

(2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

第 12 条（解除の効力が生ずる日）

IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

(1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日から 30 日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日

(2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

2 タイプⅠ端末セット利用時にⅡJ モバイル端末レンタルサービス for タイプⅠ契約が解除された場合、当該解除されたⅡJ モバイル端末レンタルサービス for タイプⅠに対応するⅡJ モバイルサービス/タイプⅠ契約は同日に解除されるものとします。

第 13 条(料金)

契約者が、ⅡJ モバイルサービス/タイプⅠの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はⅡJ モバイルサービス/タイプⅠの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 14 条(サービスの品質保証又は保証の限定)

ⅡJ モバイルサービス/タイプⅠは、ドコモの移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他ドコモの定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

2 前項に定める事項のほか、ⅡJ モバイルサービス/タイプⅠは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

第 15 条(機能の制限)

契約者は、第 7 条(利用条件)第 2 項に定める端末設備以外の通信手段を用いたⅡJ モバイルサービス/タイプⅠの利用、及びⅡJ モバイルサービス/タイプⅠにおいて当社が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

2 ネットワークタイプを閉域接続とするⅡJ モバイルサービス/タイプⅠにおいて IPv6 アドレスを利用することはできません。

3 契約者は、ⅡJ モバイルサービス/タイプⅠにおいて、SIM を、音声通話の用途に供してはならないものとします。

4 ⅡJ モバイルサービス/タイプⅠにおいては、ⅡJ モバイルサービス/タイプⅠの品質及び利用の公平性の確保を目的として、その目的のために必要な範囲において、以下の措置の全部又は一部を講ずる場合があります。

- (1) 契約者の一定期間内の通信量が当社の定める基準を超過した場合において、当社が定める一定期間の間、契約者に事前に通知することなく通信速度を制限すること
- (2) 短期間に著しく大容量若しくは多数の通信があった場合又は長時間にわたる継続的な通信によって帯域占有がなされている場合等、ⅡJ モバイルサービス/タイプⅠを提供するための電気通信設備に支障を生じせしめる恐れがあると当社が判断した場合、かかる支障を回避するた

めに必要な範囲において、通信の利用を制限し、又は、通信品質の調整を行う措置を講ずること

附則

平成 30 年 3 月 15 日施行

この契約約款は、平成 30 年 3 月 15 日から実施します。

平成 30 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

平成 31 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

平成 31 年 2 月 1 日変更

1 この契約約款は、平成 31 年 2 月 1 日から実施します。

2 平成 31 年 1 月 31 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約は、SIM 種別区分をデータ SIM とする IIJ モバイルサービス/タイプ I として有効に存続するものとします。

平成 31 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

令和元年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 6 月 1 日から実施します。

令和元年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

令和 2 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

令和 2 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 7 月 1 日から実施します。

令和 2 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 2 年 12 月 1 日から実施します。

令和 3 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 3 月 1 日から実施します。

令和 3 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 4 月 1 日から実施します。

令和 3 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

令和 3 年 8 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 8 月 1 日から実施します。

令和 4 年 6 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 6 月 1 日から実施します。

令和 5 年 1 月 25 日変更

この契約約款は、令和 5 年 1 月 25 日から実施します。

令和 6 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 7 月 1 日から実施します。

令和 8 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

令和 8 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 8 年 10 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ モバイルサービス/タイプ I における料金等 [第 13 条関係]

1 初期費用

(1) 親たる契約

0 円

(2) 子たる契約

(i)登録手数料

一の子たる契約あたり当社が別途契約者に示す金額

(ii)チップ SIM 取扱手数料

当社が別途契約者に示す金額

(iii)テスト費用

開通トリガ	料金
テスト&アタッチ	当社が別途契約者に示す金額
テスト&マニュアル	当社が別途契約者に示す金額

(iv)追加クーポン費用

有効期間	料金
追加クーポンの申込日の属する月の末日までのもの	当社が別途契約者に示す金額
追加クーポン申込日の 3 ヶ月後の日が属する月の末日までのもの	当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)追加クーポンは電磁的手段でのみ申し込むことができます。

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
パケットシェアワイドオプション	0 円
上り優先オプション	0 円

2 月額費用

(1) 親たる契約

(i)パケットパック費用

品目	パケットパックの最低契約容量	料金
パケットシェア A	1GB	基本料金： 当社が別途契約者に示す金額

パケットシェア B	50GB	基本料金：当社が別途契約者に示す金額
パケットシェア C	なし	基本料金：当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金：当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)データ通信超過料金及び IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の解除日の属する月のパケットパック費用の算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)データ通信超過量が 1MB 未満の場合、1MB に切り上げます。

(ii)帯域費用

品目	料金
帯域	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の解除日の属する月の帯域費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2) 子たる契約

(i)プラン費用

品目	プラン	料金
通常	0.5GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	1GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	2GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	3GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	4GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	5GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	6GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	7GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	8GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	9GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	10GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	15GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	20GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	30GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	50GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	60GB プラン	当社が別途契約者に示す金額

	70GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	80GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	90GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	100GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	150GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	200GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	300GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	400GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
	500GB プラン	当社が別途契約者に示す金額
パケットシェア A パケットシェア B パケットシェア C	パケットシェアプラン	0 円
帯域	帯域プラン	0 円
ISDN 乗り換え	ISDN 乗り換えプラン	基本料金(1GB まで): 当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金: 当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の解除日の属する月のプラン算定においては、日割計算式が適用されません。
- (2)開通トリガ区分を II とする子たる契約において、利用月に次目において定める回線ステータスが 1 回でも active とならなかった場合、当該月のプラン費用は 0 円となります。

(ii)SIM 基本費用

開通トリガ	回線ステータス	料金
ノーマル パケット	active	当社が別途契約者に示す金額
	suspend	当社が別途契約者に示す金額
アタッチ マニュアル テスト&アタッチ テスト&マニュアル	active	当社が別途契約者に示す金額
	suspend	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1)子たる契約の課金開始後、回線のステータスは active となります。ただし、子たる契約の課金開始後に、当社が定める方法により契約者が当社に対し回線利用の中断を通知した場合、回線のステータスは suspend となります。
- (2)回線ステータスは 1 日あたり複数回変更することができます。1 日のうち 1 回でも active になった場合、当該日の SIM 基本費用は回線ステータスが active であるものとして取扱うものとします。

(iii)SMS 費用

SIM 種別区分	料金
データ SIM	0 円
SMS SIM	SMS 月額費用として当社が別途契約者に示す金額 上記の他、SMS プッシュ利用料として 1 通の SMS プッシュ送信あたり 当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の解除日の属する月の SMS 費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2)開通トリガ区分を II とする子たる契約において、利用月に前目において定める回線ステータスが 1 回でも active とならなかった場合、当該月の SMS 月額費用は 0 円となります。

(iv)ネットワークタイプ費用

ネットワークタイプ	料金
インターネット接続(NAT)	0 円
インターネット接続(グローバル IPv4)	当社が別途契約者に示す金額
インターネット接続(固定グローバル IPv4)	当社が別途契約者に示す金額
閉域接続	0 円

備考

(1)IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の解除日の属する月のネットワークタイプ費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

(2)開通トリガ区分を II とする子たる契約において、利用月に前目において定める回線ステータスが 1 回でも active とならなかった場合、当該月のネットワークタイプ費用は 0 円となります。

(3) オプションサービス

オプションサービス名称	料金
パケットシェアワイドオプション	0 円
上り優先オプション	一の子たる契約あたり、当社が別途契約者に示す金額

備考

(1)IIJ モバイルサービス/タイプ I 契約の解除日の属する月のオプションサービス費用の算定においては、日割計算式が適用されません。

3 一時費用

- (1) 第 8 条(契約内容の変更)第 1 項第 3 号に定める通信帯域の変更にあつては、帯域変更手数料として 20,000 円
- (2) 第 10 条(故障又は亡失が生じた場合の措置等)第 2 項に定める金額について、一 SIM につき SIM 再発行手数料として 2,500 円